

令和7年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産加工振興センター、商工労働観光課、
企業誘致推進室〕
選挙管理委員会事務局
2. 監査の期間 自 令和7年11月17日
至 令和7年12月5日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野裕行
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和6年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
 - ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否
- (4) 支出事務について
 - ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否

- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の

説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産加工振興センター

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 暖房機取替工事及び高圧電力用負荷開閉器取替工事に係る契約書において、契約書頭書に契約保証金免除の記載があるが、契約書本文には第4条(契約の保証)の条文が残っており、契約内容に不整合があるので、契約内容を十分確認のうえ、契約事務を進められたい。

● 商工労働観光課

○ 商工振興担当、労政担当

・特記事項なし

○ 観光振興担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 明治公園第1公衆トイレ施錠点検業務委託契約において、令和7年3月1日から15日までの15日間、仕様書に定める施錠時間より40分早く施錠していたにもかかわらず、検査合格としている。完了届に添付の業務日誌には開場時間及び施錠時間が記載されており、これにより事実関係が確認できるので、確認を徹底するとともに、契約書どおりに履行するよう指導されたい。
- (2) 白鳥台センターのボイラー修繕について、根室市白鳥台センター管理業務協定書の仕様書別表1では、1件10万円以下の小破修理は指定管理者が補修を行い、10万円を超える場合は市が補修を行うと規定されているが、10万円以下の修繕にもかかわらず、市が経費を支出している事例が確認された。なお、仕様書10(1)③では、小破修繕が委託料を超える場合は市と協議をすることと規定されているが、その協議記録も確認できないことから、該当修繕については指定管理者が行うべきものであり、今後は協定内容の確認を徹底し、協定書どおりに履行されたい。
- (3) 落石岬木道補修契約において、契約書第9条第2項に基づく検査の結果が、受注者に対し通知されていないので、契約書どおりに履行されたい。

- (4) 根室市観光情報発信業務委託契約に関し、以下の点について、契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。
- ① 契約書第9条第1項に基づく業務総括責任者および業務担当者が、受注者より通知されていない。
 - ② 契約書第10条第1項に基づく業務計画書が、受注者より提出されていない。
 - ③ 契約書第12条に基づく業務担当者が、受注者に通知されていない。
- (5) 落石岬表層地質調査業務委託契約に関し、以下の点について、契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。
- ① 契約書第10条に基づく業務主任担当者が、受注者より通知されていない。
 - ② 契約書第11条第1項に基づく主任技術者が、受注者より通知されていない。
- (6) ネムロナビ2024の購入契約において、実際の納入は令和6年7月と9月の2回であったにもかかわらず、各回の納入通知が提出されず、9月に全数を一括で納入したものとして通知されている。契約書第5条では物品を納入しようとするときは、その旨を通知するものとしているため、納入の都度通知する必要がある。契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。

● 企業誘致推進室

- ・ 特記事項なし

◎ 選挙管理委員会事務局

○ 選挙担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 公営ポスター掲示場設置及び撤去工事において、見積書提出通知に予定価格が記載されているが、予定価格の公表は建設工事に係る競争入札が対象であるので、執行前の確認を徹底されたい。
- (2) 投票所スロープ設置及び撤去業務委託において、請書に収入印紙が貼付されていないが、当該業務委託はその業務内容から「請負に関する契約書」に該当すると認められるため、今後は契約金額に応じた収入印紙を貼付するよう受注者に指導されたい。
- (3) 投・開票所設営及び撤去業務委託契約において、執行伺書、見積合執行通知、契約締結伺には業務委託場所として「投票所16箇所、開票所1か所（青少年センター）」との記載があり、契約書第1条においても「別紙「投票所設営一覧表及び開票所配置一覧表」に基づき投・開票所設営及び撤去業務を委託する」旨の記載があるが、契約書には開票所配置一覧表が添付されておらず、通知内容と契約内容に不整合があるので、契約書の作成にあたっては内容の整合性を十分に確認されたい。